

第730回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和元年 6月 11日（火）12時より
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)EU向け中古農林業機械類の輸出について(周知事項)
通関総括第3部門 永井統括審査官
 - (2)香港向け液晶モニター等電気・電子機器の輸出について(注意喚起)
通関総括第3部門 永井統括審査官
 - (3)海藻製品の分類変更について(お知らせ)
小林首席関税鑑査官

その他・連絡事項等

次回開催予定日 **令和元年7月9日(火)** 12:00～

開 催 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

EU 向け中古農林業機械類の輸出について

EU は植物検疫規則を改正し、2019 年 9 月 1 日（日）以降、EU に輸入される以下の中古農林業機械に対して、土壌及び植物残渣が付着していない旨を追記した植物検疫証明書の添付を要求することとしています。

（EU から植物検疫証明書の添付が求められている中古農林業機械）

CN コード	対象品目
8432	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー
8433 53	根菜類又は塊茎の収穫機
8436 80 10	林業用機械
8701 20 90	トラクター：セミトレーラー用の道路走行用トラクター
8701 91 10	車輪付きの農業用/林業用トラクターでエンジン出力が 18kw 以下のもの

農林水産省では、9 月以降、EU 向け中古農林業機械に添付する必要書類の取得方法等、必要な情報をご提供していきたいと考えています。

については、当省からの本件に関する情報提供を希望される方は、お手数ですが下記の連絡先までお知らせいただくと幸いです。

また、本件に関する最新情報は適宜、当省ウェブサイトに掲載してまいりますのでご活用ください。

（連絡先）

農林水産省消費・安全局 植物防疫課国際室 輸出検疫班 担当：猪平、中川 電話：03-6744-7168

香港向けに電気・電子機器の輸出をお考えの皆様

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

香港向け液晶モニター等電気・電子機器の輸出について(注意喚起)

平成30年10月1日以降、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下、「バーゼル法」という。)の改正により、香港政府において有害廃棄物とされている液晶モニターはバーゼル法の特定有害廃棄物等と定義され、再使用目的の輸出の場合においても、外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という。)の輸出承認の対象となっています。

また、香港政府は、有害な部品や成分を含有する使用済み電気・電子機器の輸出入を特に厳格に規制しており、平成30年12月31日からは、液晶モニター以外の電気・電子機器についても、規制対象とされています。このため、我が国から香港へ輸出される電気・電子機器は再使用目的であっても、香港政府によってバーゼル条約上の有害廃棄物と判断されるおそれがあります。

実際に近年では、それらが我が国へシッピングバックされる事案が複数発生しており、シッピングバックされた貨物について、開披検査を実施したところ、再使用不能な貨物が含まれている例もありました。

このような状況を踏まえ、香港向け再使用目的の電気・電子機器等の輸出に際しては、別紙1、2、3、4を御参照の上、バーゼル法及び香港の規制に十分留意していただき、輸出予定の貨物について、液晶モニターについては外為法の輸出承認の要否、その他の電気・電子機器については「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について」により再使用目的だと判断しうるか否か、香港当局が再使用目的だと判断しうるか否か、香港側の輸入者が香港当局から必要な許可を受けているか等を十分に確認した上で行っていただくよう、御注意ください。

引き続き、バーゼル法及び香港の規制内容に十分留意していただくよう、御周知方お願いします。

<別紙一覧>

別紙1: 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)関係条文

別紙2: Advice on Import and Export of Used Electrical and Electronic Equipment Having Hazardous Components or Constituents

別紙3: Schedule 6 & 7 to the Product Eco-responsibility Ordinance (Cap. 603)

別紙4: 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について

※別紙については以下に掲載されております。

経産省HP: https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/index.html

環境省HP: http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/hongkong_h3104.pdf

<連絡先>

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

電話 03-3501-4978(直通)

basel@meti.go.jp

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

電話 03-3581-3351 内線 7882

env-basel@env.go.jp

2019年6月
横浜税関

海藻製品の分類変更について（お知らせ）

平成31年度関税改正において、焼きのり、味付けのり、こんぶ調製品等の海藻製品の分類を第2106.90号から第2008.99号に移行させる内容の改正を行ったところです（関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の成立に伴い、平成31年4月1日に施行）。

この関税改正により、海草その他の藻類は、関税率表における「植物」として扱われることになり、その結果、第20類の範囲の調製がなされたものは、同類の「その他の植物（の食用の部分）」を規定する各項に分類されることになりました。

また、これに伴い、従前、第20.08項の第2008.97号以外の各号（例えば、落花生の調製品（第2008.11号）など）に分類されていた物品のうち、海草その他の藻類を含むものについては、同項の異なる種類の原料を混合したものの調製品として、第2008.97号（「混合したもの」）に分類変更される可能性がありますので、ご注意願います。

なお、分類判断に迷う場合は、業務部関税鑑査官に相談願います。

（参考）従前の分類が変更され、結果として税率も変更となる参考事例（別紙参照）

参考事例① 「ひじき調製品」

分類変更前：2106. 90-297（協定 17.5%）

↓
分類変更後：2008. 97-229（協定 17%）

成 分：ひじき 40%、大豆 10%、他

本年3月までは主原料である「ひじき」の調製品として、2106. 90-297 に分類されていたもの。

本年4月の関税改正に伴い、第 20.08 項の調製品で、同項に規定される2種類の原料（ひじき及び大豆）を混合したものとして取り扱われることから、「混合したもの」として、2008. 97-229 に分類変更されます。

参考事例② 「アーモンド調製品」

分類変更前：2008. 19-199（協定 16.8%）

↓
分類変更後：2008. 97-219（協定 23.8%）

成 分：アーモンド 40%、のり 20%、砂糖 1%、他

本年3月までは主原料である「アーモンド」の調製品として 2008. 19-199 に分類されていたもの。

本年4月の関税改正に伴い、「のり」も第 20.08 項に規定する原料として扱われることとなったため、第 20.08 項の調製品で、同項に規定する2種類の原料を混合したものとして、2008. 97 号（混合したもの）に分類変更されます。本件は、アーモンドが最大成分であり、砂糖 1%が含有されているため、「砂糖を加えたもの」として 2008. 97-219 に分類されます。